

特定非営利活動法人ボランティアプレイス 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ボランティアプレイスと称し、英文名を The Volunteer Placeといい、通称名をボラプレとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿三丁目3番13号 西新宿水間ビル6階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に学生を中心にボランティアに関する活動を行うことにより、学生がボランティアに参加するハードルが高いといった現状を改善し、特にその傾向が顕著な中高生が気軽に社会貢献活動に参加できる環境を整えるとともに、日本の若者にボランティア文化を根付かせ、助け合いが自然と生まれる社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の促進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの促進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動および、主に中高生を対象とした社会貢献活動等に関する情報を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じて発信・紹介する事業
- (2) 主に中高生が主体的に参加・企画・運営できる社会貢献活動の実施及び支援に関する事業
- (3) 中高生をはじめとする若者が参加可能なボランティア団体等との連携、ネットワークの構築及び社会貢献活動に関する交流事業
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、書面または電磁的方法を用いて、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届により、書面または電磁的方法を用いて代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款、又は総会の議決に違反したとき。
 - (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき。
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼしたと認められたとき。
 - (4) 会費を1年以上滞納したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

第5章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、代表理事の指名した者で、かつその総会の出席者からの承認を得た者がこれにあたる。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事、又は代表理事の指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前二項にかかわらず、議事録署名人が遠隔地に居住している等、やむを得ない事情がある場合には、記名押印または署名に代えて、電磁的記録による同意をもってこれに代えることができる。

第6章 運営組織

(組織の構成)

第36条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決により、必要な運営組織を置くことができる。これらの運営組織の名称、役割、構成、設置及び廃止、運営方法、その他の必要な事項は、すべて理事会が別に定める。

第7章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、代表理事が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成

し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 山内 康太郎
副代表理事 荒井 朋
理事 岡部 海斗
監事 田尻 雄悟
監事 柳橋 孝政

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1)入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）1,000円
(2)年会費 正会員（個人・団体）1,000円 賛助会員（個人・団体）1口 4,000円
（1口以上）

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人ボランティアプレイス

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
	氏名			
1	理事・監事	ヤマウチコウタロウ 山内康太郎	有・ <input checked="" type="radio"/>	代表理事
2	理事・監事	アライトモ 荒井朋	有・ <input checked="" type="radio"/>	副代表理事
3	理事・監事	オカベカイト 岡部海斗	有・ <input checked="" type="radio"/>	理事
4	理事・監事	タジリユウゴ 田尻雄悟	有・ <input checked="" type="radio"/>	監事
5	理事・監事	ヤナギハシコウセイ 柳橋孝政	有・ <input checked="" type="radio"/>	監事
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

特定非営利活動法人ボランティアプレイス 設立趣旨書

日本において、高校生の約5割がボランティアに興味を持っています。しかし、実際にボランティア経験がある学生は3割程度にとどまり、興味はあっても一步踏み出せない学生が多いことが分かります。一方、ボランティア活動が活発なアメリカでは、興味を持つ学生の割合は6割程度と日本と大きな差はないものの、実際に活動する学生は5割を超えていました。代表の渡米経験から、アメリカの若者にはボランティア精神が根付いており、社会貢献が「あたり前」となっていることが分かりました。これらの違いは、日本では中高生が主体となるボランティア活動が少なく、また見つけることが難しいことに起因しています。当事者である高校生が自ら働きかけることで、中高生の間でボランティアへの理解が深まり、日本の中高生にボランティア文化が根付くと考えています。そのような中、「世田谷線クリーンウォーク」などのイベントの開催や共催、「ボランティアプレイス 公式Webサイト」の運営を通じたボランティア情報の発信、ボランティア経験者のインタビュー掲載などを行い、中高生がボランティアに参加しやすい環境づくりに取り組んできました。これらの活動は一定の成果を上げ、イベントの参加者数は30人を超える規模となり、他の慈善団体や社会福祉協議会との連携も進んでいます。今後は、これまでの活動を継続しつつ、東京都全域への広がりを目指します。法人として申請するに至ったのは、任意団体を法人化することで活動の枠組みを明確にし、継続的な運営を可能にするためです。また、東京都全体へ活動を広げるにあたり、地域の行政や関連団体との連携を深める必要があり、公的に認められた組織とすることが最良の選択であると判断しました。さらに、当団体は未成年者によって構成されているため、資金面での安定を確保する必要があります。そのため、特定非営利活動法人（NPO法人）の格を取得することが最適であると考えました。法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に東京都や日本全域での中高生のボランティア人口の増加、青少年の健全育成に関わり、地域社会に広く貢献できると考えます。

2025年 7月 31日

特定非営利活動法人ボランティアプレイス

設立代表者

氏名 山内 康太郎

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人ボランティアプレイス

1 事業実施の方針

令和7年度は、中高生が、主体的かつ継続的に社会貢献活動へ参画できる環境の整備を目指し、情報発信・現地活動・団体連携の3本柱で事業を展開する。

SNSやウェブサイトを通じたボランティア情報の発信を強化するとともに、地域での環境保全活動や多世代交流イベントを実施する。また、若者主体の団体間ネットワークの構築を進め、全国の中高生ボランティア団体との協働の機会を創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 20 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ボランティア活動および、主に中高生を中心とした社会貢献活動等に関する情報を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じて発信・紹介する事業	中高生が主体となり、社会貢献活動に関する情報を収集し、ウェブページやSNSで発信・紹介を行う情報発信事業を実施する。	令和7年度を通じて	オンライン	20人	社会貢献活動を行う中高生	1,000人	20
主に中高生が主体的に参加・企画・運営できる社会貢献活動の実施及び支援に関する事業	中高生を対象にゴミ拾いをはじめとした清掃活動を開催する。	4月27日、7月23日	東京都武藏野市、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市	5人	東京都武藏野市、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市とその周辺地域に住む中高生	30人×1回、18人×1回	0
	中高生が運営する多世代交流に関するイベントを開催する。	8月9日	東京都中野区	5人	中野区近隣住民	35人	0
中高生をはじめとする若者が参加可能なボランティア団体等との連携、ネットワークの構築及び社会貢献活動に関する交流事業	団体間ネットワークの構築と協働促進を図るためにの交流を実施する。	令和7年度を通じて	オンライン	10人	社会貢献活動を行う中高生	50人	0

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人ボランティアプレイス

1 事業実施の方針

令和8年度は、中高生が、主体的かつ継続的に社会貢献活動へ参画できる環境の構築と「助け合いが自然と生まれる社会」の実現を目指し、情報発信・現地活動・団体連携の3本柱で事業を展開する。

昨年度と同様に、SNSやウェブサイトを通じたボランティア情報の発信を強化するとともに、地域での環境保全活動や多世代交流イベントを実施する。また、若者主体の団体間ネットワークの構築を進め、全国の中高生ボランティア団体との協働の機会を創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 20 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ボランティア活動および、主に中高生を中心とした社会貢献活動等に関する情報を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じて発信・紹介する事業	中高生が主体となり、社会貢献活動に関する情報を収集し、ウェブページやSNSで発信・紹介を行う情報発信事業を実施する。	令和7年度を通じて	オンライン	20人	社会貢献活動を行う中高生	1,000人	20
主に中高生が主体的に参加・企画・運営できる社会貢献活動の実施及び支援に関する事業	中高生を対象にゴミ拾いをはじめとした清掃活動を開催する。	4月、6月、11月、1月、2月	東京都内	10人	東京都内の中高生	30人 × 5回	0
中高生をはじめとする若者が参加可能なボランティア団体等との連携、ネットワークの構築及び社会貢献活動に関する交流事業	団体間ネットワークの構築と協働促進を図るためにの交流を実施する。	令和8年度を通じて	オンライン	10人	社会貢献活動を行う中高生	50人	0

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ボランティアプレイス

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	25,000 0 0	25,000 0 0
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	46,109 0	46,109 0
3 受取助成金等 受取補助金	54,577	54,577
4 事業収益 ボランティア活動および、主に中高生を対象とした社会貢献活動等に関する情報を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じて発信・紹介する事業収益 主に中高生が主体的に参加・企画・運営できる社会貢献活動の実施及び支援に関する事業収益 中高生をはじめとする若者が参加可能なボランティア団体等との連携、ネットワークの構築及び社会貢献活動に関する交流事業収益	3,600 0 0	3,600 0 0
5 その他の収益 受取利息 受取賞金	1	1
経常収益計		129,287
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	0 0 0 0 0 20,350 0	300 0 0 0 0 0 0
事業費計		20,350
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	0 0 0 18,000 0 0	0 0 0 0 0 0
管理費計		18,000
経常費用計		38,350
当期経常増減額【A】 - 【B】 ··· ①		90,937
【C】 経常外収益	0	0
固定資産売却益 過年度損益修正益	0 0 0	0 0 0
経常外収益計	0	0
【D】 経常外費用	0	0
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損	0 0 0	0 0 0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額【C】 - 【D】 ··· ②		0
税引前当期正味財産増減額①+② ··· ③		90,937
法人税、住民税及び事業税 ··· ④		70,000
設立時正味財産額 ··· ⑤		900
次期繰越正味財産額③-④+⑤		21,837

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ボランティアプレイス

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	25,000 25,000	50,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	30,000	30,000
3 受取助成金等 受取補助金	20,000	20,000
4 事業収益 ボランティア活動および、主に中高生を対象とした社会貢献活動等に関する情報を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じて発信・紹介する事業収益 主に中高生が主体的に参加・企画・運営できる社会貢献活動の実施及び支援に関する事業収益 中高生をはじめとする若者が参加可能なボランティア団体等との連携、ネットワークの構築及び社会貢献活動に関する交流事業収益	0 6,000 0	6,000
5 その他の収益 受取利息		0
経常収益計		106,000
【B】 経常費用		
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 通信運搬費	20,350	20,350
事業費計		20,350
2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	18,000	18,000
管理費計		18,000
経常費用計		38,350
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		67,650
【C】 経常外収益		0
固定資産売却益 過年度損益修正益	0 0	0 0
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		0
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損	0 0 0	0 0 0
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②-③		67,650
法人税、住民税及び事業税・・・④ 前期繰越正味財産額・・・⑤		70,000 21,837
次期繰越正味財産額③-④+⑤		19,487